

平成 27 年 9 月 11 日

市川市議会議長 中山 幸 紀 様

発 議 者

市議会議員	西牟田	勲
〃	ほそだ	伸 一
〃	長 友	正 徳
〃	石 原	よしのり
〃	佐 藤	ゆきのり
〃	増 田	好 秀
〃	湯 浅	止 子
〃	秋 本	のり子
〃	かいづ	勉

鈴木雅斗議員に対する懲罰動議

次の理由により、鈴木雅斗議員に対し懲罰を科されたいので、地方自治法第 135 条第 2 項及び会議規則第 159 条第 1 項の規定により動議を提出致します。

記

(理由)

1. 去る 9 月 10 日 (木) の一般質問に際して、「職務上の守秘義務」を理由として答弁を差し控えた福祉部長に対して不穏当な言動を執ったこと

2. 同質問に際して、個人が特定される方法にて「明らかな公選法違反である」などと不穏当な発言をしたこと
3. 上記の言動に代表される鈴木雅斗議員の言動は議会の「品位の尊重」を求める市川市議会会議規則第150条に照らして問題があると認められること